

○東京藝術大学職員出向規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「本学就業規則」という。）第12条第3項の規定に基づき、本学の職員の出向に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(出向の種類)

第2条 職員に対し、本学の業務上の必要に基づき、国、地方公共団体、本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人及びその他本学が認める団体等（以下「出向先」という。）に、次の各号に定める出向を命じることがある。

- (1) 研修出向 本学の職員として、出向先における業務を通じて研修すること。
- (2) 在籍出向 本学の職員として在籍したまま、出向先の職員として業務に従事すること。
- (3) 転籍出向 復帰を前提に本学の要請に応じ退職し、出向先の職員として業務に従事すること。

2 前項第3号に定める転籍出向について、この規則に別の定めがない場合は、同項第2号に定める在籍出向に関する規定に準じて取扱うものとする。

3 第1項に定める出向について、別に定めを置く場合は、それによるものとする。

(就業規則の適用)

第3条 この規則により出向を命ぜられた出向者（以下「出向者」という。）の就業規則の適用については、この規則で別に規定している場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 研修出向中の職員（以下「研修出向者」という。）は、本学就業規則によるものとする。
- (2) 在籍出向中の職員（以下「在籍出向者」という。）は、出向先における就業規則等によるものとする。

2 前項に定める場合において、出向先と本学の協議により、当該期間中の給与等の労働条件が不利益とならないよう努めるものとする。

(出向手続き)

第4条 職員に出向を命じる場合は、発令日の14日前までに出向先、出向期間、出向先での業務及び主な労働条件を明示するものとする。

2 前項で明示した内容は、出向中の出向先における業務上の必要から、その一部を変更することがある。この場合においても、本学又は出向先において前項に準じた手続きを経るものとする。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向の目的を達成するため、出向先の指揮・命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(出向期間)

第6条 出向の期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、当該期間を延長又は短縮することができる。

2 出向の期間は、本学の在職期間に通算する。

(服務等)

第7条 出向者は、本学の名誉及び信用の保持に努めるとともに、出向先の規則等を遵守し、忠実に業務を遂行しなければならない。

2 出向者は、出向先の倫理規則等を遵守し、出向先の業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

(懲戒等)

第8条 出向者が解雇又は懲戒の事由により第10条の規定によって復帰させ、本学において解雇又は懲戒とする場合は、出向先における当該事由を本学の就業規則第24条、同規則第25条又は同規則第44条に定める事由とみなす。

(旅費)

第9条 出向者の赴任、帰任及び出張の旅費は、次のとおりとする。

(1) 赴任するときの旅費は、出向先の規定に基づき、出向先が支給する。

(2) 帰任するときの旅費は、東京藝術大学旅費規則（以下「本学の旅費規則」という。）により本学が支給する。

(3) 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、出向先の規定に基づき、出向先が支給する。

(4) 出向期間中の本学の業務に係る出張旅費は、本学の旅費規則により、本学が支給する。

(復帰)

第10条 出向者の出向期間が満了した場合には、当該出向者を本学に復帰させるものとする。ただし、出向期間中であっても次の各号に掲げる場合は、当該命令を解き本学への復帰を命じることができる。

(1) 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなる場合

(2) 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となる場合

(3) 出向職員から退職届の提出があった場合

(4) その他、出向先との協議の上、必要と認められる場合

2 出向者が出向期間中に死亡したときは、本学に復帰したものととして取扱う。

3 出向者の復帰後の本学における所属及び役職等は、復帰理由、復帰前の所属・職務及び本学の状況等を考慮し、その都度決定する。

(研修出向者の処遇等)

第11条 研修出向者の労働時間、休憩時間、休日及び休暇等の取扱いについては、出向先と本学との協議により出向先の規定によることがある。

2 研修出向者の表彰については、出向先が出向先の業務等に対して行う表彰を妨げることはない。

3 出向先の業務等により出向者に出張を命じる場合の旅費については、出向先の規定によるものとする。

4 研修出向者は、出向先の安全衛生管理に関する規定を遵守しなければならない。

い。また、研修出向者は、出向先と本学との協議により出向先において健康診断等を受けることができる。その場合の結果等については、本学に報告するものとする。

(在籍出向者の処遇等)

第12条 在籍出向の期間中は、本学の就業規則第14条第1項第3号により休職とする。ただし、出向先の業務上の必要から本学において業務を行うことがある。

2 前項により休職となった期間は、本学の就業規則第15条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項に定める期間の取扱いによる。

3 在籍出向者に支払われる給与（本学の俸給月額に相当する給与のみをいう。）が、当該出向の発令日の前日における俸給月額と比較し、不利益となる場合は、本学に復帰した際に、当該不利益となった期間及び他の職員との均衡を考慮した上、適切な措置を講じるものとする。

(転籍)

第13条 在籍出向者が出向先への転籍を申し出た場合は、出向先と本学の協議により転籍を認めることがある。

(転籍出向者の復帰後の措置)

第14条 転籍出向中の者については、第12条第3項の規定を準用する。

(その他)

第15条 出向先又は本学の事情その他により、この規則に定めのない事項が生じたときは、その都度、出向先と本学で協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行日（以下「施行日」という。）の前日において、東京芸術大学への復帰を前提として他機関へ転任している者で、施行日において引き続き当該他機関に在籍する者は、第3条に規定する出向者とみなす。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。